知多北部広域連合公告第５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定に基づき、令和５年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第２号）の要領をここに公表する。

令和６年２月１５日

知多北部広域連合　花　田　勝　重

令和５年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第２号）

令和５年度知多北部広域連合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１，５１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，２３２，００２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。